

7. 会議の概要

- 事務局長(池田) ただいまから7月定例農業委員会を開催いたします。
- 事務局長(池田) 本日の会議ですが、5番 鈴木佐智江 委員、6番 齊藤ひと美 委員、7番 牧男元恵 委員、11番 北山 謙治委員は、所用のため欠席する旨の届出がありました。
- 事務局長(池田) それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。
- 会長 (あいさつ)
- 事務局長(池田) ありがとうございました。
これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。
- 議長 (会長) これより本日の会議に入ります。
まず、事務局より7月分の経過報告を申し上げます。
- 事務局(黒瀬) (説明)
- 議長 (会長) 事務局からの報告はお聞きのとおりです。
なにかご意見、ご質問はありませんか。
- 議長 (会長) 無いようですので、次に本日の会議録署名委員ですが、8番 山内 百合子 委員
9番 但川 よし子 委員の両名をお願いします。
- 議長 (会長) これより議事に入ります。
日程第1 議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請認定についてを
議案とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局(中川) (説明)
- 議長 (会長) これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
- 辻委員 家族3人で、娘さんに贈与ということで、親族間のことでもあり支障はないと考えます。
- 議長 (会長) 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。
それでは、審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
- 加藤委員 贈与になるが、相続に対してのメリットは？

事務局(中川) 娘さんは次世代人材育成資金の交付を受けており、その交付の要件に5年間の間に所有地の名義を変えることが必要であるためです。

職務代理 加藤委員は、税制面で相続が得なのか、贈与がいいのかを聞いている。

久保委員 本来なら農地法第3条第11項の遺贈の案件であり、農業委員会は関係がないもの。平成27年に青年就農計画の認定の議案があり、承認した。これは所有権移転が要件という制度。補助金受給の手段であり、贈与税等は関係がない。

事務局長(池田) 新規就農の支援が目的の給付金であり、この手続きをしないと返還となりますので、よろしくをお願いします。

事務局(中川) この方は、贈与税の納税猶予の申請もする予定です。

久保委員 これについては、税法上も特例措置がある。この方は全部贈与なのか。

事務局(中川) そうです。

議長(会長) これより、議案第19号について採決いたします。
議案第19号は、原案のとおり承認することに意義ありませんか。
(異議なし)

議長(会長) 無いようですので、議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請認定については原案のとおり承認することに決しました。

議長(会長) 日程第2 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてと
日程第3 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請にかかる意見については関連がありますので一括として議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局(中川) (説明)

議長(会長) これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

山口委員 現地は畑であり、そこにハウスを建てプランターの苗を作っていたので支障はないと思います。

松山委員 住宅地図で見ると申請地の後ろに農地があるが、所有者が申請地と同じであり、話もついているということで問題はないと思います。

議長（会長） 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？

久保委員 これはなぜ事業計画変更するのはなぜ。新規ではないのか。

事務局(中川) 5条の申請は、新たな1筆の転用であり、2番は事業者が最初の1筆に新たな1筆を追加して、事業計画を変更するというものです。

久保委員 最初のは着工しているのか？

事務局(中川) していません。

久保委員 それを先に言わないと。今回新たに追加して作るということですね。

議長（会長） これより、議案第20号について採決いたします。
議案第20号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
（異議なし）

議長（会長） 無いようですので、議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見については、原案のとおり承認することに決しました。

議長（会長） 続きまして、議案第21号について採決いたします。
議案第21号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
（異議なし）

議長（会長） 無いようですので、議案第21号 農地法第5条第1項の規程による許可後の事業計画変更申請にかかる意見については、原案のとおり承認することに決しました。

議長（会長） 次に報告事項に入ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より報告を願います。

事務局(中川) （説 明）

議長（会長） このことについて何かありますか。
では、次に農地の転用事実に関する照会書について事務局より報告をお願いします。

事務局(中川) （説 明）

議長（会長） このことについて、何かありませんか。

議長（会長） それではその他に入ります。
議会、土地改良区より報告がありましたらお願いします。

委員 (特になし)

議長 (会長) 次回の定例農業委員会の開催について、事務局より説明をお願いします。

事務局(黒瀬) 次回は、8月27日(月)午後1時30分からの開催となります。

議長 (会長) では次に、農地パトロールの実施について事務局より説明をお願いします。

事務局(黒瀬) (説明)

議長 (会長) 次に、空き家に付随した農地の別段面積の設定について事務局より説明をお願いします。

事務局(中川) (説明)

事務局長(池田) 今回は協議事項ということで提案しました。様々な疑問点を確認し、来月以降できるだけ早い時期に、お諮りしたいと思います。

議長 (会長) 7月定例農業委員会の議事などがすべて終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。

職務代理者 慎重審議ありがとうございました。

勝山市農業委員会会議規則第18条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

議長 松村 勘兵衛

8番 山内 百合子

9番 但川 よし子